

雇児発0607第3号
平成25年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて」の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号 【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第3号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)の民生主管部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)の民生主管部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設の指定状況について、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長あて報告すること。</p>

改正後

(1) ~ (3) (略)

(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に下記に定める人数の母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- ① 特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合 母子支援員1人
- ② 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合 母子支援員2人

(5) (略)

別紙様式1 (略)

別紙

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特に保護・指導が必要な入所者数	特別指導費加算適用母子支援員数	特別指導費加算分保護単価適用年月日
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	
			母： 人 児童： 人	人	

別紙様式2 (略)

現 行

(1) ~ (3) (略)

(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(5) (略)

別紙様式1 (略)

別紙

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特別生活指導費加算分保護単価適用年月日

別紙様式2 (略)